

大船渡市職員倫理規則の逐条解説

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市職員倫理条例（令和2年大船渡市条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員倫理の確立及び保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

- この規則は、大船渡市職員倫理条例の規定に基づき、利害関係者の定義、利害関係者との具体的な禁止行為等を定めます。

(利害関係者)

第2条 この規則において「利害関係者」とは、職員（条例第2条第1項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（条例第2条第1項第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者を除く。

- 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び大船渡市行政手続条例（平成8年大船渡市条例第14号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第1項第4号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 補助金等（市が相当の反対給付を受けないで交付する補助金、利子補給金その他の給付金（市長が指定するものを除く。）をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 立入検査又は監査（いずれも法令（大船渡市行政手続条例第2条第2号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
- 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び大船渡市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び大船渡市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 入札（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

(8) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に関する事務 当該指定管理者の指定を受けている事業者等、当該指定管理者の候補者となっている事業者等、当該指定管理者の指定の申請をしている事業者等及び当該指定管理者の指定を受けようとしていることが明らかな事業者等

(9) その他所掌する事務 当該事務に関し前各号に掲げるものと同程度の利害関係が生じる事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

- ・ 「利害関係者」は、基本的には職員の職務に利害関係を有する者であり、職員が当該者との間で、条例で定める一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがある者です。
- ・ 利害関係者の範囲は、基本的に、①許認可等の相手方、②補助金等の交付の対象者、③検査等を受ける者、④不利益処分の名宛人、⑤行政指導を受けている者、⑥契約の相手方（申込みをしようとする者を含む。）、⑦入札に参加するための必要な資格を有する事業者、⑧指定管理者など、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者であり、当該職員がその事務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方としています。職員の職務遂行のうちでも「特定の名宛人を対象としない行為によって利益又は不利益を受ける者（例えば、減税によって利益を得る市民一般）」は利害関係者とはしていません。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としません。
- ・ 異動した後も異動前の職に影響力を行使することにより、その職の職務の執行の公正さを歪めるおそれがあることから、異動後3年間は利害関係を継続する取扱いを設けています。
- ・ また、職員が他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力行使を期待して職員に接触する者も利害関係者に含めることとしています。

(禁止行為等)

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフ、飲食等をすること。ただし、あらかじめ（やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができない場合には、事後速やかに）、利害関係者との接触等に関する届出書（様式第1号）を任命権者に提出し、その承認を受けたものに限る。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

- ・ 職員と利害関係者との間で以下の禁止行為を規定しています。
 - ① 第1号（利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。）
利害関係者からのせん別、葬儀における香典や花輪も「金銭」の贈与となります。
 - ② 第2号（利害関係者から金銭の貸付けを受けること。）
通常一般の利子を払っても金銭の貸付けを受けることは許されません。
「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当します。

業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止されます。

- ③ 第3号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。）

「利害関係者から」貸付けを受けることとは、利害関係者から直接物品又は不動産の提供を受ける場合であり、「利害関係者の負担により」とは第三者から物品又は不動産の提供を受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合（レンタカーの代金を利害関係者が負担する場合など）です。

対価を支払って、貸付けを受ける場合でも、その対価が時価よりも著しく低いときは、第3条第3項の規定により、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、第1号の違反となります。

- ④ 第4号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。）

「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なくサービスを受けることをいい、ハイヤーによる送迎の提供を受けることのほか、例えば、物品購入契約の相手方である事業者に虚偽の見積書及び請求書を作成してもらうことや、委託契約の相手方である事業者の従業員に市の業務を手伝ってもらうことなども該当し得ます。

「利害関係者から」及び「利害関係者の負担により」の意は、第3号と同じです。

- ⑤ 第5号（利害関係者から未公開株式を譲り受けること。）

「未公開株式」とは、「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式」と定義されています。

利害関係者からの未公開株式の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止されます。

未公開株式は、一般に公開されておらず、値上がり期待されるなど、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に、特別な関係が存在するものと外部からみなされ、当該職員の職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為であるため、禁止されています。

- ⑥ 第6号（利害関係者から供応接待を受けること。）

「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待）がこれに該当します。

- ⑦ 第7号（利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。）

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっている。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。ゴルフ以外のスポーツ、例えば、テニス、野球などは禁止されません。

- ⑧ 第8号（利害関係者と共に旅行をすること。）

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっています。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。

公務のための旅行が禁止対象から除外されているのは、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあるからです。

※ 遊技又はゴルフ及び旅行における「利害関係者『と共に』」の意

「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」及び「利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること」の「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことを意味します。

典型的な形態としては、当該職員が当該利害関係者と相謀ってゴルフ等を行うことがこれに該当しますが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めてゴルフ等を行う場合において、当該職員と当該利害関係者とがお互いが出席することをはっきり認識した上で更にその者と一緒にゴルフ等を行う意図を持って行う場合も含まれます。

他方、職員がパック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、パック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえないので、これには該当しません。

⑨ 第9号(利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。)

職員が利害関係者に働き掛け、職員本人にではなく第三者に第1号から第8号までに規定する行為をさせることは禁止されます。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることなどがこれに該当します。

「第三者」とは、職員本人及び利害関係者以外の者をいい、自然人、法人を問いません。

なお、職員本人であれば、第3条第2項の規定により、宣伝用物品の贈与を受ける等一定の行為は例外として禁止行為から除外されていますが、本号の規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さに鑑み、このような例外は認められていません。同様の理由により、私的な関係がある者との行為の例外(第4条第1項)についても認められていません。

第3条第3項の物品購入等の対価が時価よりも著しく低い場合に当該差額を贈与とみなす規定については、本号の規制についても同様に適用されます。

・ 第2項では、第1項の禁止行為から除外される行為を規定しています。

① 第1号(利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。)

宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものについては、それを贈与されたとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて市民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。

② 第2号(多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。)

多数の者が出席する式典、総会その他の催物において多数の出席者から見られている中で記念品を受け取ったりすることは、市民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられます。

③ 第3号(多数の者が出席する式典や総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。)

多数の者が出席する式典や総会その他の催物で飲食物の提供を受ける行為が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くとは考えにくいものといえます。

④ 第4号(職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。)

職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与です。ここで認められる物品としては、文房具などの事務用物品、電話又はファックスの借用、ヘルメットや防護服の借用などが挙げられます。

- ⑤ 第5号（職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。）

職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することです。職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与です。

提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用意したハイヤーなどはここでは認められません。

利用が認められるのは、他に公共交通機関がなく利害関係者の自動車を利用するしかないような場合のほか、限られた時間で用務を遂行するために、自動車での移動が合理的な場合も含まれます。

- ⑥ 第6号（職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。）

茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であり、それを受けることによって職務の公正な執行に対する市民の疑惑や不信を招くことは考えられません。

「その他の会合」は、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。

- ⑦ 第7号（職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。）

職務として出席した会議において供されるものであり、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれはありません。

「会議」とは、「〇〇会議」と名称の付いたものに限定されず、会議に準じた職務上の集まりも含まれます。

「簡素な飲食物」とは、会議室で供される弁当（いわゆる箱弁）が典型的なものです。

なお、「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議と一体の行事として同じ建物の中で行われる懇談会くらいまでは許容されます。

- ⑧ 第8号（利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフや飲食等をする事。）

利害関係者とともに自己の費用を負担してゴルフや飲食等をする事は可能です。ただし、利害関係者とゴルフや飲食等を共にすることは、外見上、疑惑や不信を持たれるおそれがあることから、あらかじめ規則で定める届出書を任命権者に提出し、許可を得たときに限るものとします。

- ・ 利害関係者から、物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは差額を金銭の贈与とみなすこととするものです（贈与とみなすことにより、第3条第1項第1号の金銭の贈与の禁止規定違反となります。）。
- ・ 通常の社交儀礼の範囲内か否かの判断については、職員と贈与者の人的関係、職員や贈与者の社会的地位、贈与の金額等、贈与の時期や態様などを考慮して決せられるものとなります。

(禁止行為の例外)

- 第4条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。
- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、管理職員（条例第2条第1項第3号に規定する管理職員をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

- 職員は、職員としての身分にかかわらない私的な関係がある者であって、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第3条第1項に掲げる行為を行うことができると規定しています。
- 私的な関係がある者との間で規制の対象とされている行為を行おうとする場合に考慮する事項は、具体的にいえば次のとおりです。
 - 「職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が担当する業法の免許申請を行っているときのように利害関係の強い状況にあるか、あるいは、職員がその属する部課等の所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務に携わっている場合で当該事業を行う事業者等との間において具体的な案件が生じていないときのように利害関係の弱い状況にあるかを考慮することをいいます。
 - 「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄か、あるいは十数年間会っていないような疎遠な間柄かを考慮することをいいます。
 - 「行おうとする行為の態様」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは安価な果物等のおすそ分けかを考慮することをいいます。
- なお、規制の対象とされている行為を行うことについて、そのようなおそれがないかどうか自ら判断できない場合には、管理職員に相談し、その指示に従うものとするとしています。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

- 利害関係者以外の者等との間で以下の禁止行為を規定しています。

- ① 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。
- ② 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、負担させること。

(管理職員への相談)

第6条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、管理職員に相談するものとする。

- ・ 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が規制行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、管理職員に相談するものとしています。
- ・ 実際に個々の職員が規程に沿って行動しようとする際に自ら判断することが難しい場合もあり得ます。そのような場合に職員個々の判断に委ねることは、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くことにつながるおそれがあるとともに、相談することとされている事項は、その適用を誤ると職員が懲戒処分を受ける可能性のあるものであることから、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこととされている管理職員に相談することとしたものです。

(贈与等の報告)

第7条 条例第8条の職員倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

2 条例第8条の規定による贈与等報告書の提出は、事実のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 条例第8条の贈与等報告書は、様式第2号によるものとする。

(贈与等報告書の閲覧)

第8条 条例第9条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書が提出された日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日以後任命権者が指定する場所で行うものとする。

- 第7条から第8条は、倫理条例の委任等を受けて、「贈与等の報告が必要な報酬」、「報告書等の送付期限」、「贈与等報告書の様式」及び「贈与等報告書の閲覧」に関し、その細目を定めるものです。
- 「講演等」とは、地方公務員法第38条第1項の許可（受託許可）を得てするものを除くものとします。したがって、受託許可を得ている場合の報酬については、贈与等報告書の提出は不要となります。